

制 度 名	金融機能強化法に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措置の延長
税 目	登録免許税
要 望 の 内 容	<p>金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）に規定する経営強化計画に係る決定等に基づく資本増強等の際の登録免許税率を軽減する租税特別措置法第 80 条の 2 及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 41 条の 2 の措置の適用期限について、金融機能強化法における資本増強の申請期限である平成 34 年 3 月 31 日まで延長することを要望する。〔※現在の資本増強等の申請期限（平成 29 年 3 月末）が延長されることを前提に要望するもの〕</p> <p>本制度における現行の軽減税率は以下のとおり。</p> <p><b>【租税特別措置法第 80 条の 2】</b></p> <p>1) 商業登記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式会社の設立又は資本金の額の増加 <span style="float: right;">1,000 分の 3.5</span></li> <li>・ 合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加 （合併前の資本金額を超える部分） <span style="float: right;">1,000 分の 1 (1,000 分の 3.5)</span></li> <li>・ 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加 <span style="float: right;">1,000 分の 5</span></li> </ul> <p>2) 不動産登記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産の所有権の取得 <span style="float: right;">1,000 分の 2</span></li> <li>・ 分割による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産の所有権の取得 <span style="float: right;">1,000 分の 4</span></li> </ul> <p>3) 抵当権登記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における抵当権の取得 <span style="float: right;">1,000 分の 1.5</span></li> <li>・ 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における抵当権の取得 <span style="float: right;">1,000 分の 0.5</span></li> <li>・ 分割による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における抵当権の取得 <span style="float: right;">1,000 分の 1</span></li> </ul>

【東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 41 条の 2】

1) 商業登記

- ・ 株式会社の設立又は資本金の額の増加 1,000 分の 1.5
- ・ 合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加  
(合併前の資本金額を超える部分) 1,000 分の 1  
(1,000 分の 1.5)
- ・ 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加 1,000 分の 1.5

2) 不動産登記

- ・ 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産の所有権の取得 1,000 分の 1

3) 抵当権登記

- ・ 法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における抵当権の取得 1,000 分の 1
- ・ 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における抵当権の取得 1,000 分の 0.5

平年度の減収見込額	— 百万円
(制度自体の減収額)	( — 百万円)
(改正増減収額)	( — 百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>金融機能強化法による資本増強等の措置は、金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機関等の経営基盤や金融機能の強化を図るために講ずるものであり、これによって、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期し、もって信用秩序の維持、金融システムの強化及び国民経済の健全な発展に資することを目的とするものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>本施策は、本来金融機関等が経営の強化のために組織再編成・資本増強を行うことによって、金融機関等の金融機能の強化及び地域経済の活性化を図ろうとするもの。そのため、資本の増強等の登記に係る登録免許税を軽減し、当該金融機関等の経営強化計画履行のための財産的基盤を確保する必要がある。</p>
---	---

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	I-1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備
		政策の達成目標	金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営、地域経済の活性化及び中小企業の支援を期し、信用秩序の維持、金融システムの強化及び地域経済の活性化による国民経済の健全な発展に資することを目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成34年3月31日まで (金融機能強化法における資本増強等の申請期限まで)
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	金融機能強化法が制定された平成16年以降、31金融機関等に資本増強を行っており、現在、信用秩序の維持、金融システムの強化及び地域経済の活性化による国民経済の健全な発展に資するとの目的は達成されている。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	要望内容の性格上明示困難なため、適用見込み明示せず。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	資本の増強等の登記に係る登録免許税を軽減し、金融機関等の負担を減少させることは、当該金融機関等の経営の健全化を通じて金融仲介機能が強化され、地域経済の活性化及び中小企業の支援に寄与するものであり、また、金融機関等が国の資本参加を選択する場合にこれを支援することは、より強固な金融システムの構築や公的資金の有効活用に資するという観点においても、本要望は施策の円滑な実施に資するものと考えられる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		資本の増強等の登記に係る登録免許税を軽減し、金融機関等の負担を減少させることは、当該金融機関等の経営の健全化を通じて金融仲介機能が強化され、地域経済の活性化及び中小企業の支援に寄与するものであり、また、金融機関等が国の資本参加を選択する場合にこれを支援することは、より強固な金融システムの構築や公的資金の有効活用に資するという観点においても、本要望は施策の円滑な実施に資する適正な要望であると考えられる。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

平成 16 年度税制改正において本要望が認められて以降、本軽減措置の適用実績は 17 件である。

【租税特別措置法に基づく軽減】

(単位:百万円)

資本増加年月	金融機関名	資本金の増加額	減収額
H18. 11	(株)紀陽ホールディングス	15,750	71
H21. 3	(株)北洋銀行	50,000	175
H21. 3	(株)南日本銀行	7,500	26
H21. 3	(株)福邦銀行	3,000	11
H21. 9	(株)第三銀行	15,000	53
H21. 9	(株)みちのく銀行	10,000	35
H21. 9	(株)きらやか銀行	10,000	35
H21. 12	(株)東和銀行	17,500	61
H21. 12	(株)高知銀行	7,500	26
H22. 3	(株)北都銀行	5,000	18
H22. 3	(株)宮崎太陽銀行	6,500	23
H26. 3	(株)豊和銀行	8,000	28

【東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に基づく軽減】

(単位:百万円)

資本増加年月	金融機関名	資本金の増加額	減収額
H23. 9	(株)仙台銀行	15,000	83
H23. 9	(株)筑波銀行	17,500	96
H24. 9	(株)東北銀行	5,000	28
H24. 12	(株)きらやか銀行	10,000	55
H24. 12	(株)きらやか銀行	5,000	28

※金融機能強化法に基づく資本増強であっても、銀行（株式会社）以外に対するもの、劣後ローンによるものについては本件軽減措置の対象とならない。

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

—

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

本軽減措置が適用され、金融機関の資本増強等が円滑に行われたことは、金融機関の経営の健全化及び金融仲介機能の強化につながり、そのことが、地域経済の活性化及び中小企業の支援に寄与し、信用秩序の維持、金融システムの強化及び国民経済の健全な発展に資することとなったものと考えます。

前回要望時の達成目標

金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営、地域経済の活性化及び中小企業の支援を期し、信用秩序の維持、金融システムの強化及び地域経済の活性化による国民経済の健全な発展に資することを目標とする。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

信用秩序の維持、金融システムの強化及び国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであり、本軽減措置の適用により、当該金融機関等の経営の健全化を通じ金融仲介機能が強化され、地域経済の活性化及び中小企業の支援に寄与したものと考えます。

<p>これまでの 要望経緯</p>	<p>平成 16 年度税制改正において、組織再編成の場合の措置として創設（新設）され、4 年間の時限措置が認められた。 平成 20 年度税制改正においては、金融機能強化法の申請期限切れに伴い、延長要望は行わなかった。 その後、平成 20 年 12 月の金融機能強化法改正（申請期限延長）時に、平成 20 年度税制改正で廃止された措置に、金融機関単体への資本増強の場合を追加し、同様の軽減措置の延長が認められた。 その後、平成 22 年度、平成 24 年度、平成 26 年度及び平成 28 年度税制改正で同措置の延長を要望し、2 年間又は期限までの 1 年間の延長がなされている。</p>
-----------------------	---